

私学共済関係の手続の電子化対応について

【概要】

私学共済関係手続の電子化については、政府方針（規制改革実施計画）に基づき、事業団が策定したIT中期計画の下、令和8年1月の本格運用開始を目標に、標準報酬月額届出等のオンライン化を段階的に推進している。

現時点では、要件定義・調達を終え、令和7年にアプリ開発・総合テストを経て運用移行する工程で整理されている。

手続が電子化されることにより、利用者の負担軽減が期待される（紙提出の削減、添付書類の電子化、事業団との照会・確認時間の短縮等）。

■政府方針（背景）

令和4年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、国民の利便向上を目的に、行政手続のオンライン化を各省庁横断で推進することとされた（私学共済制度も対象）。

■私学共済における取組経緯

R3年度：事業団が「IT中期計画」を策定。標準報酬月額届出等のオンライン化構想を明確化

R4年度：事業団が学校法人・大学等へのヒアリングを実施し、ニーズ・業務実態を把握

R5年度：要件定義の策定、調達手続の実施。関係機関との調整を並行実施

R6年度：システム基本設計・詳細設計、インフラ環境構築を実施。アプリ開発準備へ移行

R7年度：アプリ開発、内部テスト・総合テスト、利用者向け準備

（R8.1～）オンライン手続システムの本格運用開始（予定）

※ 原則として、年間手続件数が1万件以上の申請・届出等（対学校法人）を対象に実施。

併せて関係規定も整備。今後は、他制度全体の動向や利用者の利便性向上の視点等を踏まえて順次適切に対応

（参考）

○規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）抜粋

II 実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

（8）申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し

・行政手続のオンライン化の推進

事項名	規制改革の内容	実施時期
行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進	各府省は、現時点でのオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を行うことが困難としている手続及びオンライン利用率引上げの基本計画が策定されていない手続について、取組を行う。（略）	可能なものから順次措置